

福県医発第194号(地)

令和2年4月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

消毒用エタノールの他の事業者への提供について

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、同局監視指導・麻薬対策課の連名にて、各都道府県等衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、日本医師会を通じて本会に対しても周知依頼がありました。

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、医薬品又は医薬部外品たる手指消毒用のエタノール(以下「手指消毒用エタノール」という。)の国内需給が逼迫しております。

本事務連絡はこのような状況を踏まえた、他の事業者へ手指消毒用エタノールを提供する場合の取扱いについて、取りまとめられたため、対応を依頼するものです。本事務連絡により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品の販売業等の許可を受けていなくとも、新型コロナウイルス感染症の対策として、手指消毒用エタノールを所有する事業者(以下「所有事業者」という。医療機関も含む。)が、他の事業者(自社の社員に使用させる場合に限る。)に対し、手指消毒用エタノールを提供できることとされております。

この場合、所有事業者は、提供した手指消毒用エタノールの品目及び数量を書面に記載するとともに、提供先となる事業者に対して、誓約書の提出を求め、これらを適切に保存することが必要です。

また、所有事業者が、(別添)「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬監証明の取扱いについて」(令和2年3月4日事務連絡)によって輸入した場合でも、上記に従って提供できることとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該取扱いは、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況等を踏まえた時限的なものとされ、今後、感染状況等の変化を踏まえ、当該取扱いが変更・廃止される際には、厚生労働省からその旨が連絡されます。